

○下川町個人情報保護条例

(平成15年6月25日条例第9号)

改正 平成16年10月4日条例第20号 平成17年6月30日条例第13号
平成27年9月17日条例第27号 平成28年3月25日条例第7号
平成29年3月15日条例第2号 令和3年9月14日条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の保護が重要であることから、町の機関が保有する個人情報の開示及び訂正を請求する個人の権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を定めることにより、基本的人権の擁護を図り、もって公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (2) 特定個人情報 個人情報であつて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報に該当するものをいう。
- (3) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (4) 実施機関 町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (5) 事業者 事業を営む法人等(国及び地方公共団体を除く。)又は事業を営む個人をいう。
- (6) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて当該実施機関において管理しているものをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講じるとともに、町民及び事業者への意識啓発に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いにあつては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する町の施策に協力しなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに関し、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報取扱事務の登録等)

第6条 実施機関は、個人情報を取扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を備えなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務を開始する年月日

- (4) 個人情報の対象者の範囲
 - (5) 個人情報の記録項目
 - (6) 個人情報の収集先及び方法
 - (7) 前各号に定めるもののほか、実施機関が規則で定める事項
- 2 実施機関は、第1項の個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
 - 3 第1項及び第2項の規定による登録は、やむを得ない理由があるときは、個人情報取扱事務を開始し、若しくは廃止し、又は登録した事項を変更した日以降においてすることができる。
 - 4 町長は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 犯罪、犯罪者その他社会秩序の維持に係る事項の記録に関するもの
 - (2) 専ら試験的な電子計算処理機等の用に供するもの
 - (3) その他行政事務の適正な遂行に際して、その個人情報の取扱いに係る個人情報又はその関連する情報に係る秘密性が高いと実施機関が認める事項に関するもの

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この項及び次項において同じ。)を収集しようとするときは、個人情報取扱事務の目的を明らかにし、その目標達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令又はその他の条例(以下「法令等」という。)の規定に基づくとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 所在不明、心神喪失等により、本人から収集することができないとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、下川町情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると実施機関が認めるとき。
- 3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき及び審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると実施機関が認めるときは、この限りでない。

(特定個人情報の収集等の制限)

第7条の2 実施機関は、特定個人情報を収集するときは、あらかじめその利用の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲で収集しなければならない。

- 2 実施機関は、番号利用法第20条に該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報(特定個人情報を除く。この条において同じ。)を当該実施機関において利用し、又は当該実施機関

以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 本人(法定代理人を含む。)の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書きの規定により個人情報に当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供するときは、本人及び第三者の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、第7条の2第1項の規定により明確にされた目的(次項において「利用目的」という。)以外に特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報(情報提供等記録を除く。次項において同じ。)を利用することができる。

3 実施機関は、前項の規定により特定個人情報を利用するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(特定個人情報の提供の制限)

第8条の3 実施機関は、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(提供先に対する措置要求)

第9条 実施機関は、実施機関以外のものに対して個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講じることが求めなければならない。

(電子計算組織を結合する方法による提供の制限)

第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人情報(特定個人情報を除く。)について保護措置が講じられる場合及び個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ通信回線による電子計算組織を結合する方法により、個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。

(適正管理)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新なものに保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的資料として保存されることとなる個人情報については、この限りでない。

(職員の義務)

第12条 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(不適正処理に対する措置)

第13条 実施機関は、個人情報漏えい又は不適正な利用により、町民の基本的権利が侵害されるおそれがあると認められるときは、国、他の公共団体、その他関係者(以下「国等」という。)に対し報告を求めるとともに必要な調査を行い、町民の個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する措置を講じた場合は、速やかに審査会に報告するものとする。
(委託に伴う措置)

第14条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部の処理を委託しようとするときは、当該委託契約において、個人情報の適切な取扱いについて、受託者が講じるべき措置を明らかにしなければならない。

(自己に関する個人情報の開示請求)

第15条 何人も、実施機関に対し、その保有する自己に関する個人情報の開示(当該個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を請求(以下「開示請求」という。)することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(2) 町立下川病院が保有する医師法(昭和23年法律第201号)第24条に規定する診療録及び看護記録、処方せん、検査記録、検査結果報告書、エックス線写真その他の診療に関する記録(以下「診療録等」という。)並びに療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号)第1条に規定する診療報酬明細書、調剤報酬明細書については、前号に該当する者のほか、本人の指名若しくは同意を得、又は本人の判断能力が欠如していると認められる場合において実質的に本人の監護を行っている配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様にあるものを含む。)及び2親等以内の血族その他これに準ずる者として規則で定めるもの(以下「配偶者等」という。)

3 死者の個人情報は、次の各号のいずれかに該当する者に限り開示請求することができる。

(1) 死者の法定代理人であった者

(2) 相続人(財産、不法行為による損害賠償請求権、その他被相続人である死者からの相続を原因として取得した権利義務に関する情報に限る。)

(3) 死者の配偶者等であった者(診療録等及び慰謝料請求権、遺贈その他の当該死者の死に起因して相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報に限る。)

(4) 前各号に掲げる者のほか、実施機関が審査会の意見を聴いた上で開示請求を認めた者

(開示請求の手続)

第16条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人等であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(開示請求に対する決定)

第17条 実施機関は、前条の規定により開示請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して14日以内に当該開示請求に係る個人情報につき次条及び第19条に定めるところにより審査し、当該個人情報を開示するかどうかを決定しなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の規定による決定をすることができないときは、請求書を受理した日の翌日から起算して28日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに期間を延長する理由を前条第1項の規定により開示請求書を提出した者(以下「開示請求者」という。)に書面により通知しなければならない。

(開示をしてはならない個人情報)

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報について、法令等の規定により明らかに開示をすることができないとされているときは、当該個人情報の全部又は一部の開示をしてはならない。

(開示をしないことができる個人情報)

第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の全部又は一部の開示をしないことができる。

- (1) 法令等の規定により明らかに開示をすることができないとされている情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する個人情報を含む場合であって、開示をすることにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められるとき。
- (3) 法人等に関して記録された情報を含む場合であって、開示をすることにより、当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるとき。
- (4) 開示をすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められるとき。
- (5) 町と国等との間における協議により、又は国等からの依頼により、実施機関が作成し、又は取得した個人情報であって、開示をすることが当該協議又は依頼の条件又は趣旨に反し、国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼にかかる事務又は事業の適正な執行に支障が生じると認められるとき。
- (6) 町と国等の事務又は事業に係る意思形成過程において、町の機関内部若しくは町の機関相互間又は町の機関と国等の機関との間における審議、協議、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した個人情報であって、開示をすることにより、当該事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生じると明らかに認められるとき。
- (7) 監査、検査、調査、取締り、争訟その他国等の事務又は事業に関する個人情報であって、開示をすることにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の公正若しくは円滑な執行を著しく困難にするおそれがあるとき。
- (8) 個人の指導、診断、評価、選考、相談等に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障を生じるおそれがあると認められるとき。

(開示請求に対する決定の通知)

第20条 実施機関は、第17条第1項の規定により決定したときは、速やかに開示請求者に書面により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、開

示請求に係る個人情報の開示をしないことと決定したときはその理由を、前2条の規定により開示しないこととされる個人情報を除いて開示請求に係る個人情報の開示をすることと決定したときはその旨の理由を開示請求者に通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の開示をしないことと決定した場合において、当該個人情報の全部又は一部について開示をすることができる期日が明らかであるときは、その期日を前項の書面に付記するものとする。

(自己に関する個人情報の開示の実施)

第21条 実施機関は、第17条第1項の規定により開示の決定をしたときは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ当該各号に定める方法により開示を行うものとする。

- (1) 公文書に記録されている個人情報 当該公文書の閲覧又は写しの交付
- (2) 電磁的記録に記録されている個人情報 当該電磁的記録から現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力した物の閲覧又は写しの交付
- (3) 録画テープ又は録音テープに記録されている個人情報 当該録画テープ又は録音テープの視聴

- 2 実施機関は、公文書に記録されている個人情報の開示をすることにより当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがある等当該文書等の保存に支障があると認められるときその他相当の理由があるときは、当該文書等の写しの閲覧又は写しの交付により開示をすることができる。

(費用の負担)

第22条 この条例の規定に基づく開示請求に係る手数料は無料とする。ただし、写しの交付をする場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、次のとおりとし請求者の負担とする。

- (1) 写しの作成に要する費用
 - ア 乾式複写機による写しの作成 A3・A4・B4・B5の写し1枚につき20円
 - イ ア以外による写しの作成 町長が定める額
- (2) 写しの送付に要する費用 当該写しの郵送に要する額

- 2 前項の費用は前納とする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 実施機関は、前項の規定により費用を負担する者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、そのものが負担すべき費用の額を減額し、又は免除することができる。

(開示請求の特例)

第23条 個人情報に係る開示請求については、第16条の規定にかかわらず、同条の請求書を省略することができる。

- 2 前項の場合において、開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、第16条の規定に掲げる事項を告げなければならない。
- 3 実施機関は、個人情報の開示請求があったときは、第17条第1項の規定にかかわらず、速やかに当該個人情報について開示決定をするとともに、当該個人情報の開示をすることができる。
- 4 前項に規定する場合において、実施機関が請求者に対して直ちに当該開示請求に係る個人情報を開示するときは、実施機関は、第20条第1項の規定による通知を発しないことができる。この場合においては、当該個人情報の開示をもって当該個人情報の公開開示があったものとみなす。

5 前各号の規定は、個人情報について、請求者の開示請求に関する手続的権利に制限を課したものと解釈してはならない。

(自己に関する個人情報の訂正の請求)

第24条 何人も、第21条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報について係る事実と誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。

(訂正請求の手続)

第25条 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、次の事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正を求める箇所

(3) 訂正を求める内容

(4) 前3号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類を提出しなければならない。

3 第16条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求に対する決定)

第26条 実施機関は、前条第1項の訂正請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して30日以内に、訂正請求に係る個人情報に関する必要な調査を行い、個人情報の訂正をするかどうかを決定しなければならない。

(訂正請求に対する決定の通知)

第27条 実施機関は、前条第1項の規定による決定をしたときは、速やかに第25条第1項の訂正請求書を提出した者(以下「訂正請求者」という。)に書面により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をしないことと決定したときはその理由を、訂正請求者に通知しなければならない。

(個人情報の提供先へ通知)

第27条の2 実施機関は、個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあつては、内閣総理大臣及び番号利用法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正等に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外の者ものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(自己に関する個人情報の利用停止の請求)

第27条の3 何人も、実施機関が保有している自己に関する個人情報第8条第1項及び第2項の規定に違反して目的外利用又は外部提供されていると認めるときは、実施機関に対し、その利用停止を請求することができる。

(1) 第7条若しくは第7条の2の規定に違反して収集されたとき、第8条若しくは第8条の2の規定に違反して利用されているとき、第11条第3項の規定に違反して保有されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条、第8条の3又は第10条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報提供の停止

2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)について準用する。

(利用停止請求の手続)

第27条の4 利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対して、次の事項を記載した利用停止請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 請求に係る個人情報が第8条第1項及び第2項の規定に違反して目的外利用又は外部提供されていると認める具体的な事実

(3) 前2号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

2 第16条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止請求による一時停止)

第27条の5 実施機関は、前条の規定による利用停止請求書の提出があった場合において、第8条第1項及び第2項の規定に違反することが明らかな場合は、次条に規定する決定をするまでの間、当該個人情報の目的外利用又は外部提供を一時停止しなければならない。

(利用停止請求に対する決定)

第27条の6 実施機関は、第27条の3第1項の利用停止請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して30日以内に、利用停止請求に係る個人情報に関する必要な調査を行い、個人情報の利用停止をするかどうかを決定しなければならない。

2 実施機関は、利用停止する旨の決定をしたときは、速やかに当該個人情報の利用を停止しなければならない。

(利用停止請求に対する決定の通知)

第27条の7 実施機関は、前条第1項の規定による決定をしたときは、速やかに第27条の3第1項の利用停止請求書を提出した者(以下「利用停止請求者」という。)に書面により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に係る個人情報の利用停止をしないことと決定したときはその理由を、利用停止請求者に通知しなければならない。

(苦情の申出の処理)

第28条 実施機関は、その保有する個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

(審査請求)

第29条 第17条第1項、第26条第1項若しくは第27条の6第1項の規定に基づく実施機関の処分又はその不作為に不服のあるものは、審査請求をすることができる。

2 第17条第1項、第26条第1項若しくは第27条の6第1項の規定に基づく実施機関の処分又はその不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第29条の2 第17条第1項、第26条第1項若しくは第27条の6第1項の規定に基づく実施機関の処分又はその不作為について審査請求があったときは、当該実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対して裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合
 - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合
 - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
(事業者に対する措置)

第30条 町長は、事業者が個人情報を不適正に取扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、その事実を明らかにするために必要な限度において説明又は資料の提出を求めることができる。

- 2 町長は、前項の規定による説明又は資料に基づき事業者が第4条の規定に違反していると認められる場合は、当該事業者に対し、取扱いの是正又は中止を指導し、これに従わないときは、是正又は中止の勧告をすることができる。
- 3 町長は、事業者が第1項の説明又は資料の提出を正当な理由なく拒んだとき又は前項の勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。この場合において、町長は、事業者に対して意見を述べる機会を与えるとともに、審査会の意見を聴かなければならない。

(出資法人の責務)

第31条 町が出資する法人及び団体(以下「出資法人等」という。)で、資本金若しくは基本財産の全額を町が出資している出資法人等にあつては、この条例の規定に基づき実施機関が行う個人情報の保護に関する施策に留意し、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

(指定管理者に関する特例)

第32条 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が同法第244条第1項に規定する公の施設(以下「公の施設」という。)の管理を行うに当たって個人情報を取り扱う場合については、第6条から第14条までの規定を準用する。この場合において、第6条第2項中「あらかじめ」とあるのは「当該指定管理者を指定した実施機関(以下「指定実施機関」という。)を通じてあらかじめ」と、同条第3項中「個人情報取扱事務」とあるのは「指定実施機関を通じて個人情報取扱事務」と、同条第4項第3号中、第7条第2項第6号及び第3項並びに第8条第1項第4号中「実施機関が」とあるのは「指定実施機関が」と、第10条中「実施機関以外」とあるのは「実施機関及び指定実施機関以外」と、読み替えるものとする。

- 2 前項に規定する場合において、指定実施機関が当該指定管理者の行う個人情報取扱事務について、第7条第2項第6号若しくは第3項、第8条第1項第4号の規定により既に下川町情報公開・個人情報保護審査会の意見を聞いているときは、前項の規定により読み替えて準用するこれらの規定により下川町情報公開・個人情報保護審査会の意見を聞いたものとみなす。
- 3 第1項に規定する場合における第15条から第29条の2までの規定の適用については、第15条第1項中「実施機関に対し、その」とあるのは「指定実施機関に対し、当該指定管理者が」と、第16条第1項及び第2項中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、第17条第1項中「以内に」とあるのは「以内に、指定管理者から当該開示請求に係る個人情報の提供を受けて、」と、第20条第1項中「速やかに」とあるのは「速やかに指定管理者から当該開示請求に係る個人情報の提

供を受けて」と、第23条第2項及び第4項中、第24条中、第25条中、第29条中並びに第29条の2中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、第28条中「実施機関は、その」とあるのは「指定実施機関及び指定管理者は、指定管理者が」と読み替えるものとする。

(運用状況の公表)

第33条 町長は、毎年1回、この条例の運用状況について公表しなければならない。

(他の法令等との調整)

第34条 この条例は、他の法令等(下川町情報公開条例を除く。)の規定により、個人情報の開示、訂正又は目的外利用等の中止を実施機関に求めることができる場合は、当該法令の定めるところによる。

2 実施機関が保有する特定個人情報については、他の法令等に特定個人情報の開示の手続が定められている場合であっても、あわせてこの条例による開示を行えるものとする。

3 この条例は、町の施設において、一般の利用に供することを目的として管理している個人情報については、適用しない。

4 第6条、第10条、第15条、第21条及び第24条の規定は町の職員の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報については、適用しない。

(罰則)

第35条 次の各号の一に該当する者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて体系的に構成したものをいい、その全部若しくは一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

(1) 実施機関の職員又は職員であった者

(2) 受託者の業務に従事している者又は従事していた者

(3) 指定管理者の業務に従事している者又は従事していた者

2 前項各号に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

3 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真及びフィルム並びに電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

4 本条第1項から前項までの規定は、当町の区域外にある者に対しても適用する。

5 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

(委任)

第36条 この条例の施行に関し実施機関が保有する個人情報の保護について必要な事項は、実施機関が、事業者が保有する個人情報の保護について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年9月1日から施行する。

(下川町情報公開条例の一部改正)

- 2 下川町情報公開条例(平成12年下川町条例第26号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成16年10月4日条例第20号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年6月30日条例第13号)
この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成27年9月17日条例第27号)
この条例は、平成27年10月5日から施行する。

附 則(平成28年3月25日条例第7号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為については、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月15日条例第2号)
この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則(令和3年9月14日条例第21号)
この条例は、公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用する。